

陳 情 文 書 表

受理番号・受理事業年月日及び件名	陳情第165号 (7.10.30) 神戸総合運動公園・補助競技場及びしあわせの村・多目的運動広場の運用の適正化に関する陳情
陳情の要旨	1. 神戸総合運動公園・補助競技場及びしあわせの村・多目的運動広場の一般市民の利用日を最大限拡大すること。 2. 優先確保の基準の明確化及び公正な運用を行うこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市須磨区 ユニバーグラウンドゴルフ同好会 代表 今中一寿
送付委員会	建設防災委員会

神戸市会議長様

令和7年10月30日

ユニバーグラウンドゴルフ同好会
神戸市須磨区

代表 今中一寿

神戸総合運動公園・補助競技場及びしあわせの村・多目的運動広場

公的施設の運用の適正化に関する陳情

【陳情趣旨】

ユニバーグラウンドゴルフ同好会（以下「同好会」という。）は、どのような団体であるかを説明致します。平成30年4月に地域でグラウンドゴルフを楽しんでいる仲間が集まって、大会開催を目的にしたグループを結成しました。最初は50名程度のグループでしたが、大会参加料500円ということもあり、現在では230名もの会員を有する団体になりました。年間の大会開催回数は約70回程度です。運営は役員のボランティアで行い、目的を健康寿命の促進と認知症予防に置いた活動をしております。

次にこの度の陳情に及んだ経緯を説明致します。神戸市所有の公的施設が、市民目線にたった運用がされていないので、是正をお願いしたく陳情をいたします。論点を明確にするために、神戸総合運動公園・補助競技場及びしあわせの村・多目的運動広場に絞って、その実態を説明します。両施設は、いずれも芝生のグラウンドを所有し、主にグラウンドゴルフや少年サッカーなどが利用しています。芝生の養生を理由に利用制限がされており、両施設とも、年間の利用日数が半分にも満たない状態にあります。芝生の張り替えやエアレーションのための芝生の休養期間が必要なことは理解できますが、もう少し利用期間を広げられるのではないかでしょうか。ちなみに、兵庫県所有のアオノグランドゴルフ場は毎週火曜日と8月を休業で年間約280日も営業しています。また、神戸総合運動公園・補助競技場におけるミズノサッカー教室は週2回も開催されるなど、芝生の養生に関係なく特別扱いがされているように見受けられます。これらの事実から見ると一般市民が利用できる「一般公募枠」を最低でも1週間1~2回程度拡大できるのではないかでしょうか。

また、グラウンドの利用者の選定も明確な基準がなく、極めて恣意的な運用がされているように思います。その運用の実態をグラウンドゴルフ大会を例に説明致します。大会開催の許可は、①年間契約グループ ②随時契約グループ ③一般公募による抽選グループに区分されています。年間契約グループは、毎年2月末ごろに年間契約をします。その団体は、兵庫県グラウンドゴルフ協会、神戸市グラウンドゴルフ協会、特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブなどです。随時契約グループは、大会開催予定の2か月前程度に契約ができます。その団体は神戸市老人クラブ連合会、須磨区老人クラブ連合会、市会議員後援会、ミズノ株式会社などです。一般公募グループは、私たちの同好会ほか数グループです。一般市民が会場の確保ができるのは、この一般公募の抽選に当たる以外に方法がないのですが、グラウンドゴルフ大会が両施設を利用できるのは年間15回程度です。

公的施設の利用は、公的な行事が優先活用するのは当然のこととして理解できますが、市会議員後援会や営利企業であるミズノ株式会社までもが優先確保の対象になるのは違和感があります。しかし、大会開催される目的が何であれ、大会を開催していただくことは大歓迎であります。そこで優先確保ができる団体等の選定基準に、これまでの一般公募による実績を加味する措置を講じるなど、基準の明確化及び公正な運用をお願い致します。

以上、芝生のグランドの利用状況や運用についての実態をご理解頂き、利用制限の緩和と公正な運用をしていただけるように議会としてご尽力をお願い致します。

【陳情事項】 神戸総合運動公園・補助競技場及びしあわせの村・多目的運動広場

- 1 公的施設の一般市民の利用日の最大限の拡大をお願いします。
- 2 優先確保の基準の明確化及び公正な運用をお願いします。